

特別徴収に係る市県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日提出

(あて先) 珠洲市長	申 請 者	住 所 又 は 所 在 地		電 話 番 号	
		氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名 印		法 人 番 号	
				特別徴収義務者 指 定 番 号	

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり届出ます。

理 由

1 給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満ではなくたため

2 その他 ()

- ◆ この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
- ※ 給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらためて申請が必要となります。
- ◆ この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額は、その提出日の翌月 10 日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常納期限に納入していただくこととなります。